

南の丘学園袋井市立袋井南中学校 PTA 会則(案)

(名称)

第 1 条 本会は、南の丘学園袋井市立袋井南中学校 PTA と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、次の各号の実現を図ることを目的とする。

- (1) 会員の家庭生活及び社会生活の向上と時代に対応できる教養の向上を図る。
- (2) 家庭と学校との親密な関係を保ち、一般社会の協力を得て生徒の健全な育成を図る。

(会員)

第 3 条 本会の会員は、次の各号に該当する者で組織する。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者
- (2) 本校の教職員
- (3) 学区内に居住し、本会の趣旨に賛同する者

(役員)

第 4 条 本会の役員は、次の通りとする。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 6 名 (母親代表 1 名と教頭を含む)
- (3) 書記 2 名 (教職員)
- (4) 会計 1 名 (教職員)
- (5) 会計監査員 2 名
- (6) 顧問 若干名 (校長を含む)

役員任期は 1 年とする。ただし、再選を妨げない。欠員が生じた場合には、本部役員会で対応を協議する。

第 5 条 役員選出は、次の通りとする。

- (1) 正副会長の選出については、役員選考委員会を設ける。
- (2) 役員選考委員会は、現本部役員をもって構成する。
- (3) 役員選考委員会は、正副会長候補者を選出し、候補者の同意を得て総会に諮り、その承認を得るものとする。
- (4) 会計監査員候補者は、次年度会長候補者を除く現正副会長から、2 名選出し総会において承認を得るものとする。
- (5) 書記及び会計は、教職員から選出し、会長が委嘱する。

第 6 条 役員任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、活動を総轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合にはその任務を代行する。
母親代表は本会の母親を代表し、袋井市 PTA 連絡協議会と連携して活動の推進を図る。
- (3) 書記は、本会の庶務を司る。
- (4) 会計は、本会の会計事務を司る。
- (5) 会計監査員は、本会の会計監査に当たる。

(機関)

第7条 本会には、次の機関を置く。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 総会 | 議決機関 |
| (2) 本部役員会(役員選考委員会) | 執行機関 |
| (3) 運営委員会 | |
| (4) 会計監査委員会 | 監査機関 |
| (5) 特別委員会 | |

第8条 総会は、本会の最高議決機関であって、年度当初1回開催、役員承認、決算、活動方針、予算、会則の改廃、その他重要事項について審議する。

なお、必要に応じて臨時総会を開催することができる。総会は、全会員をもって構成し、その会員の過半数で成立する。

また、総会の決議は、出席者の過半数の同意が必要とする。

第9条 本部役員会は、会長、副会長、顧問で構成し、必要に応じて会長が招集する。

第10条 運営委員会は、会長、副会長、書記及び顧問で構成し、本会の企画や立案をする。

第11条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、その結果を総会において報告する。

第12条 特別委員会は、本会の目的を遂行するため、必要に応じて設けることができる。

(会計)

第13条 本会の経費は、会費その他の収入による。

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(付則)

1. この会則は、昭和50年4月1日より施工する。
2. 昭和53年9月18日に一部改正
3. 昭和62年4月25日に一部改正
4. 昭和63年4月23日に一部改正
5. 平成4年4月27日に一部改正
6. 平成8年11月19日に一部改正
7. 平成18年2月20日に一部改正
8. 平成28年4月27日に一部改正
9. 平成30年4月20日に一部改正
10. 令和5年4月21日に全面改正し、施行する。